

# 平成 29 年度 第 2 回福祉職場における助成金付インターンシップ事業 受入事業者公募要領

## 1. 事業名

福祉職場における助成金付インターンシップ事業

## 2. 実施内容

助成金付インターンシップ事業は、一般大学の学生等が福祉職場におけるインターンシップを通じて、福祉職場をよく知る機会を得ることで、福祉職場に対する関心・就業意欲を高めることを目的として実施するものであり、当該事業の一環として福祉職場のインターンシップの機会を提供する受入事業者の公募を行う。

※昨年度、受入事業者決定通知を受領している事業者につきましても、改めて応募が必要となります。

## 3. 実施スケジュール(予定)

11 月 6 日(月)……………受入希望事業者の申請受付開始

11 月 17 日(金) 正午……………受付終了

12 月 1 日(金)……………受入事業者の決定・通知

12 月 8 日(金)八王子、12 日(火)池袋、13 日(水)錦糸町(いずれか)受入事業者向け事業説明会

## 4. 受入事業者の要件

東京都内で下記(1)のいずれかを運営する事業者であり、(2)の条件を全て満たしていること。

### (1) 対象施設・事業所

- ア. 介護サービスを提供する施設・事業所(別表1 対象となる介護サービス一覧)
- イ. 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所(地域生活支援事業を除く)や児童福祉法に基づく障害児支援事業所
- ウ. 認可保育所、認証保育所、認定こども園、乳児院、児童養護施設

### (2) 条件

- ア. 開設後 1 年以上経過していること。
- イ. 応募日から起算して過去 1 年間に、労働基準法等の労働関係法令、社会福祉法、老人福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法、学校教育法、子ども・子育て支援法、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく罰金以上の刑に処せられていないこと。
- ウ. 応募日から起算して過去 1 年間に、社会福祉法、老人福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法、学校教育法、子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく改善等の命令又は指定の取り消し若しくは効力停止等の行政処分を受けていないこと。
- エ. 上記ウに記載する法令に基づく勧告を受けた場合にあっては、期限までに改善措置をとり、報告をおこなっていること。

## 5. インターンシップ対象者

都内に在住または在学中の大学生(大学卒業後3年以内の方を含む)、短期大学生、専門学校生であり、原則として社会福祉士等の基礎科目、指定科目を履修していない者。

## 6. 事業内容

### (1) 実施期間(インターンシップ受入期間)

平成30年2月5日(月)~3月16日(金)

### (2) インターンシップの内容

インターンシップ受入事業者は別紙1「インターンの推進に当たっての基本的考え方(平成9年9月18日付文科省・厚労省・経産省)」の趣旨に沿った就業体験を実施する。

### (3) 実施方法

- ア. インターンシップの受入を希望する事業者は、「インターンシップ受入事業者申請書(様式1)」と受入可能な施設・事業所(以下【受入施設・事業所】という)に関わる「インターンシップ受入事業所情報(様式2)」を事業者ごとに一括して受託会社であるパーソルテンプスタッフ株式会社に提供する。
- イ. パーソルテンプスタッフ株式会社は、受入希望事業者からの申し込みを受けて、申し込み事業者が受入事業者の要件に適合していることを確認し、確認結果を申請事業者に対して通知する。
- ウ. 受入事業者は、パーソルテンプスタッフ株式会社が実施するインターンシップ実施上の留意点、インターンシッププログラム作成の手順に関する事前説明会に参加する。  
(「インターンシップ受入申込書」、「受入希望票」を記入)
- エ. 受入事業者とインターンシップ参加者とのマッチング等、受入事業者は、インターンシップ事業の実施については、パーソルテンプスタッフ株式会社の方針に従い実施する。
- オ. 受入事業者は、インターンシップ実施後、パーソルテンプスタッフ株式会社が実施するインターンシップの振り返り、アンケートの実施等をおこなう振り返り・交流会に参加する。

### (4) 受入日数

インターンシップ申込者1名につき5日程度

### (5) 受入時間

日勤時間帯として、1日当たり6時間程度とする。

なお、開始時刻及び終了時刻は受入施設・事業所が決めた時間とする。

### (6) 助成金

インターンシップ参加者1名につき1日6,500円を受入事業者に対して支給する。

助成金の受領方法については、パーソルテンプスタッフ株式会社の指示に従うこと。

またインターンシップに参加した学生に対して、1日6,500円の助成金をパーソルテンプスタッフ株式会社が支給する。

### (7) インターンシップに伴う事故等への対応

- ア. インターンシップ希望者が体験中の事故等により生じた損害を補償する保険への加入手続きについては、パーソルテンプスタッフ株式会社がおこなう。
- イ. 事故があった場合は、事業者は速やかにパーソルテンプスタッフ株式会社に報告し、適切な対応をとるものとする。

## (8) 個人情報の取り扱いについて

- ア. 本事業における個人情報の取り扱いは、事業者の個人情報保護規定に基づき、適正に管理するものとする。
- イ. インターンシップ希望者がインターンシップ実施期間中に知り得た情報の取り扱いについては、事業者が求める誓約書等によるものとする。

## (9) その他

- ア. 受入施設・事業所はインターンシップ希望者の評価はしないこととする。
- イ. 受入施設・事業所は、天災や行事等やむを得ない事情により、インターンシップ実施決定日に受入ができなかった場合、速やかにパーソルテンプスタッフ株式会社に連絡を入れる。
- ウ. 受入施設・事業所がインターンシップ希望者に対して細菌検査を求める場合は、パーソルテンプスタッフ株式会社の指示に従うこととする。
- エ. インターンシップ希望者の服装や態度が業務に従事するにあたり、ふさわしくない場合は、受入施設・事業所はパーソルテンプスタッフ株式会社と協議のうえ、体験を中断させることができる。

## 7. 申請手続き

### (1) 公募期間

平成29年 11月6日(月)～11月17日(金): 正午

### (2) 提出書類(パーソルテンプスタッフ株式会社・インターンシッププロジェクト HP 上に掲載)

- ア. インターンシップ受入事業者申請書(様式1)
- イ. インターンシップ受入事業所情報(様式2)

### (3) 書類の提出方法

上記(2)の提出書類を作成のうえ、以下のメールアドレス宛てにメールもしくはFAXにて提出。

### (4) 公募結果の通知

公募結果については、後日決定通知により事業者宛てに連絡する。

#### 【問合せ・書類提出先】

東京都社会福祉協議会「福祉人材対策推進プロジェクト」事業事務局  
受託会社:パーソルテンプスタッフ株式会社  
東京都千代田区九段南2-4-4 三和九段ビル5F  
TEL:03-6268-9072 FAX:03-6256-9690  
E-mail:tokyo-fukushi@os.tempstaff.jp